

## 福祉医療制度に関する秋田県からのお知らせ

福祉医療給付に関して、令和5年8月診療分から、以下に掲げるとおり給付対象の変更がありましたので、お知らせします。

市町村名	拡大して実施される給付の内容	法別番号
秋 田 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱の所得制限により非該当となる乳幼児のうち、 I. 0歳児の入院・外来(全額助成) II. 1歳児以上の幼児(小学校1年生の7月31日まで)の入院・外来 (半額助成、受給者負担上限:千円/レセプト) ② 満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(所得制限460万円) (非課税世帯:全額助成、課税世帯:半額助成、受給者負担:上限千円/レセプト)	80

市町村名	拡大して実施される給付の内容	法別番号
大 館 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱の所得制限により非該当となる乳幼児のうち、 I. 0歳児の入院・外来及びひとり親家庭の児童(全額助成) II. 1歳及び2歳児の入院・外来、並びに3歳以上の乳幼児・小中学生の入院(半額助成、受給者負担上限:千円/レセプト) ② 満15歳に達した日以後最初の4月1日から満18歳に達した日以後最初の3月31日までにある者のうち、 I. 市民税所得割非課税世帯(全額助成) II. 同要綱の乳幼児及び小中学生に係る所得制限基準額を満たす者の入院・外来、並びに同要綱の乳幼児及び小中学生に係る所得制限基準額を超える者の入院(半額助成、受給者負担上限:千円/レセプト) III. 婚姻している者、社会保険各法の本人は対象から除く	80

市町村名	拡大して実施される給付の内容	法別番号
横 手 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成) ② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成) ③ ひとり親家庭の児童の親(全額助成) ④ 15歳に達する日以後最初の4月1日から18歳に達する日以後最初の3月31日までの者(全額助成)	80

市町村名	拡大して実施される給付の内容	法別番号
能 代 市	① 秋田県福祉医療費補助金交付要綱により一部自己負担金の発生する乳幼児・小中学生(全額助成)	81
	② 同要綱の所得制限により非該当となる乳幼児・小中学生(全額助成)	80
	③ 満15歳に達した日の翌日以降における最初の4月1日から、18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある者(全額助成)	80

問い合わせ先  
 秋田県健康福祉部健康づくり推進課  
 国保医療室 神馬  
 TEL:018-860-1351